

令和 4 年 1 月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

第 1 号議案 令和 3 年度長崎市一般会計補正予算（第 22 号）

目 次

【3 款 民生費 2 項 児童福祉費】

説明書記載頁

1 目 児童福祉総務費

保育士等処遇改善臨時特例事業費 P 1 ~ 4 (P 22 ~ 23)

こ ども 部

令 和 4 年 1 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	保育士等処遇改善臨時特例 事業費	千円 78,178

1 概 要

新型コロナウイルス感染症への対応と子どもへの対応が重なる教育・保育現場等の最前線において、働く職員の処遇の改善のため、長崎市においては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、放課後児童クラブ、母子生活支援施設に勤務する職員を対象に、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるために国の保育士等処遇改善臨時特例交付金等により必要な経費を補助する。

なお、国の令和3年度補正予算による交付金の措置は、令和4年2月から9月までの措置であるが、令和4年2月から3月までの経費を今回の補正予算に計上し、令和4年4月から9月までの経費については、令和4年度当初予算に計上することとしている（令和4年10月以降は、国の予算編成過程で検討される）。

2 事業内容

(1) 対象経費

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、放課後児童クラブ、母子生活支援施設に勤務する職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年2月から3月の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置にかかる費用（法定福利費等の事業主負担を含む）を補助する。

(2) 施設ごとの補助額の算出方法

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に勤務する保育士・幼稚園教諭等（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）

補助基準額（月額）※ (770円～8,350円)	×	年齢別平均利用児童数 (1人～108人)	×	事業実施月数 2ヵ月	=	61,525千円
-----------------------------	---	-------------------------	---	---------------	---	----------

※ 地域区分、施設類型、定員区分、年齢区分による補助基準額

②放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員・補助員等（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）

@11,000円（補助基準額【月額】）×752人（常勤換算従事者数）×2ヵ月＝16,544千円

③母子生活支援施設に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）

@10,900円※×5人（常勤換算従事者数）×2ヵ月＝109千円

※ 9,000円に法定福利費等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額。

(3) 予算額 78,178 千円

各事業者に対し補助金により交付する。

(内訳)

(単位：千円)

施設種別		施設数	今回補正額
①特定教育・保育施設、 特定地域型保育事業所	保育所	76	33,496
	認定こども園	45	25,597
	幼稚園	11	2,366
	小規模保育事業所	1	66
	小計	133	61,525
②放課後児童クラブ		94	16,544
③母子生活支援施設（白菊寮）※		1	109
合 計		228	78,178

※指定管理者が管理を行っている施設

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
78,178	78,178	—	—	—	—

※ 国庫補助率 10/10（保育士等処遇改善臨時特例交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【参考】令和4年度当初予算計上予定額（令和4年4月から9月までの経費）

施設種別	R4 当初予算額
①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所	232,033
②放課後児童クラブ	51,216
③母子生活支援施設（白菊寮）	327
合 計	283,576

保育士等処遇改善臨時特例交付金

令和3年度補正予算案:899億円

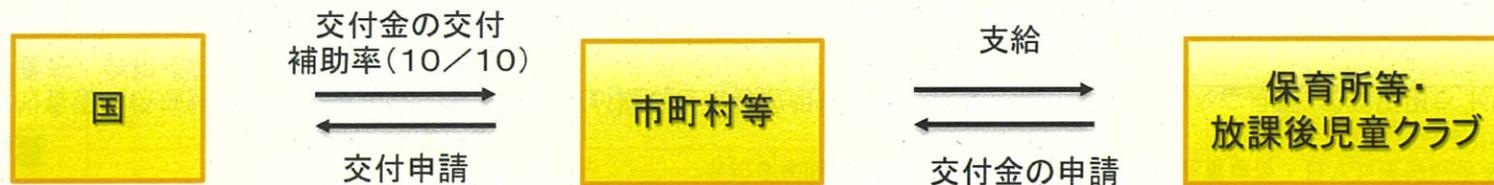
事業目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く方々の収入の引上げを図る。

事業概要

- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を市町村等に交付する。
 - ※ 保育所・幼稚園・認定こども園等において、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める方針。
 - ※ 今回の補正予算による措置は、令和4年9月までの措置。令和4年10月以降は、予算編成過程で検討。
- 具体的な事業スキームについては、今後、各市町村等や関係団体と調整する予定。

実施主体等



※補助金交付事務について都道府県の同意を得て事務委任を行うことを予定

社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度第1次補正予算額：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

(※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・月額10,900円(※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) ※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

(※) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助。

4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
 - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
 - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
 - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。